

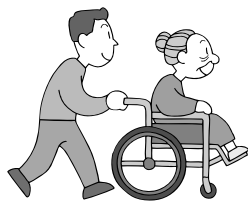
平成20年4月から始まる新しい高齢者の医療制度

# 後期高齢者医療制度

75歳(一定の障害がある場合は65歳)以上の方が対象

## 後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まる新しい高齢者の医療制度です。後期高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、高齢化社会に対応した仕組みとして、独立した高齢者の医療



制度となります。後期高齢者医療制度は、これまで

の老人保健制度にかわり、都道府県単位ですべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が制度を運営します。

## 被保険者(対象者)は

後期高齢者医療制度の被保険者(対象者)は、広域連合の区域内である市町村に在住の

75歳(一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は65歳)以上の方です。75歳の誕生日(65歳以上の障害認定日)から後期高齢者医療制度の被保険者となります。

これまで国民健康保険などの医療保険の被保険者、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者は、それぞれの保険から脱退して後期高齢者医療制度の被保険者となります。

兵庫県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町(29市・12町)が加入して設立された地方公共団体です。広域連合は、被保険者の認定、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを行い、市町は保険料の徴収、申請や届け出の受付、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行います。

## 兵庫県後期高齢者医療広域連合とは

兵庫県後期高齢者医療広域連合は、県内すべての市町(29市・12町)が加入して設立された地方公共団体です。広域連合は、被保険者の認定、保険証の発行、保険料の賦課、医療給付などを行い、市町は

保険料の徴収、申請や届け出の受付、保険証の引き渡しなどの窓口業務を行います。

## 運営の仕組み

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、皆さんが病院などで支払う窓口負担を除いた分は、公費(国・県・市)が約5割を負担し、後期高齢者医療制度以外の健康保険保険者からの支援金が約4割、残りの約1割を皆さんの保険料で負担します。

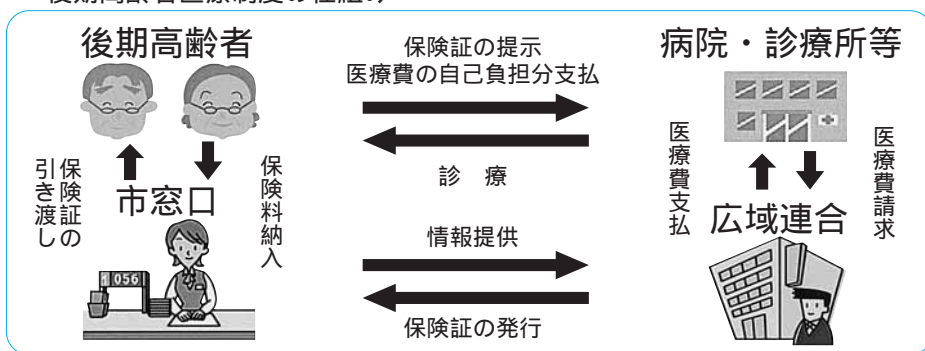
## 病院などを受診するとき

後期高齢者医療制度の被保険者には、新たに後期高齢者医療制度独自の保険証が一人に1枚発行されます。病院などを受診するときは、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。

老人保健制度と同じく医療費の1割(所得により3割)を窓口で負担していただきます。



## 後期高齢者医療制度の仕組み



## 保険料は

後期高齢者医療の被保険者全員が負担する均等割額と、被保険者の所得に応じて負担する所得割額の合計になります。均等割額と所得割率は兵庫県後期高齢者医療広域連合

の議会で決められますので、決まり次第お知らせします。

## 保険料の納め方は

年額18万円以上の年金を受け取っている場合には、年金から保険料が天引きされます(特別徴収)。それ以外の場合は、納付書や口座振替等で市に納めます(普通徴収)。

ただし、介護保険料と合わせた保険料の金額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きの対象になりません。

なお、内容は今後変更される場合があります。その場合は、決まり次第お知らせします。

《問合せ》市民課国保医療係  
または兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(〒650-0021 神戸市中央区三宮町1-9-112)  
01センタープラザ12階)  
☎078-326-2612  
ホームページアドレス  
<http://www.kouiki-hyogo.jp>  
メールアドレス  
[jimukyoku@kouiki-hyogo.jp](mailto:jimukyoku@kouiki-hyogo.jp)

# 「トウノトリ子育て支援メッセージ」

## 応援します！あなたの子育て！

### とよおか子育て家庭応援カード事業 12月スタート!!

市では、豊岡の未来を担う子どもたちの「明るい笑顔」と「夢」を育むとともに、子どもを安心して産み、楽しく育てられるよう、商業者などと連携し、子育て家庭を応援します。

18歳未満の子どもや妊娠中の方が居る家庭を対象に、「とよおか子育て家庭応援カード」を発行し、協賛店でいろいろなサービスが受けられるようになります。



カードはどいつ使ってもらうの？

対象家庭に左表のいずれかの方法でカードを1枚配布します。

対象家庭	カードの配布方法
市内の学校に通学している子どもが居る家庭	小学校・中学校・高等学校を通じて配布
就学前の子どもが居る家庭	市内の幼稚園・保育園（無認可を含む）を通じて配布
	子育てセンターおよび各乳幼児対象の健診を通じて配布
	上記以外は下記窓口で配布
市外の学校に通学している子どもが居る家庭	市役所商工課、市民課、健康増進課、各総合支所地域整備課、市民生活課、健康福祉課の窓口で配布
妊娠中の方が居る家庭	
上記以外の子どもが居る家庭	

カードはどいつで使えるの？

「協賛店ステッカー（左写真）を掲示している協賛店で利用できます。

その店を利用するときに、カードを提示していただくと、その店独自のサービスを受けられることができます。ただし、店によっては別途証明書の提示を求められる場合があります。

なお、協賛店やサービス内容については、各窓口を設置している協賛店一覧表または市のホームページをご覧ください。



## 協賛店募集

市では、事業に協賛いただける企業・事業所・店舗を募集しています。

受付期間  
随時受付

協賛店の特典  
店頭掲示用のステッカーをお渡しします。また、市のホームページなどで各企業・事業所・店舗の取組内容を紹介します。

申込方法  
商工課、各総合支所地域整備課の窓口を設置、または市ホームページからダウンロードできる「とよおか子育て家庭応援カード事業参加申込書」を提供していただきます。

「関西子育て世帯応援事業」と連携して展開しています  
「とよおか子育て家庭応援カード事業」は、「関西子育て世帯応援事業」と連携して行っているため、近畿2府4県および三重県、福井県、徳島県、香川県、高松県の各協賛店でも利用いただけます。

「書」に必要事項を記入の上、メール、ファックスまたは郵送などで申し込みください。

協賛内容の例  
(例1) 料金の割引

特定日の割引、ポイント加算、子ども用品割引 など

(例2) 行事の開催  
子育て教室など子ども向け行事の開催 など

(例3) 子ども用施設などの提供

プレイルーム・授乳室設置、ミルク用のお湯提供 など  
その他、店独自のサービスを提供していただきます。

ただし、各府県、市町村によって、カード取り扱い要件などが異なりますので、ご注意ください。



「子育て応援・関西キャンペーン」

《申込み・問合せ》商工課  
FAX 22・3872  
ホームページアドレス  
<http://www.city.toyooka.lg.jp>  
メールアドレス  
shoukou@city.toyooka.lg.jp